

令和4年度

第25回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和4年7月11日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（19名）

1 番	湯川	徳弘	1 1 番	廣井	伸多
2 番	辻本	傑	1 2 番	大河	壽一
3 番	笠野	喜久雄	1 3 番	曾根	光彦
4 番	山本	茂樹	1 4 番	岩橋	章
5 番	藤田	城司	1 5 番	丸山	勝
6 番	古川	祐典	1 6 番	中尾	友紀
7 番	土橋	ひさ	1 7 番	坂東	紀好
8 番	谷河	績	1 8 番	吉川	松男
9 番	吉中	雅三	1 9 番	岩橋	章博
1 0 番	中村	弘			

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷	知彦
課	長	中村	保
副 課	長	藤田	誠一
班	長	中居	一樹
企 画 員		西森	和子
企 画 員		肥田	敬之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第25回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書9ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） それでは、ただいまより、第25回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月28日、岩橋章委員、坂東委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、岩橋章委員、丸山委員にお願ひします。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田が234㎡、畑が327㎡、合計561㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願ひします。

なお、対象農地については、7ページの議案第6号農用地利用集積計画No. 2で

利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまふ。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。申請地は、紀伊地区・・・、和歌山盲学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で・・・を営む法人で、申

請地については令和4年1月4日付で露天資材置場への転用許可済です。今回、さらに申請地の西側隣接地を追加し、一体的に露天資材置場として利用するため、申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業施設に該当すると思われます。申請地に隣接する農地及び農業倉庫へ進入するための通路として利用するため、転用申請するものです。

No.2から4 これらは申請地が隣接しており、一体的に利用される計画なので、まとめて説明します。申請地は山口地区・・・霊現寺から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農業施設に該当すると思われます。申請地に隣接する農地及び農業倉庫へ進入するための通路として利用するため、転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、近隣の・・・の・・・のための・・・としての需要があるため、申請地で・・・を運営するため転用申請するものです。賃貸借権設定で、建築許可申請中です。

No.2 申請地は安原地区・・・、岡崎前駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。所有農地に近い申請地に住宅を建設するため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No.3 申請地は山口地区・・・、霊現寺から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は大阪市で・・・を営む法人で、申請地を太陽光発電施設として利用するため転用申

請するものです。

No.4 本件は議案第3号で説明済みのため、省略させていただきます。

No.5 申請地は安原地区・・・、智辯学園和歌山高等学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で・・・を営んでおり、申請地の東側隣接地を露天駐車場として利用していますが、当該地が県道の整備で収用されることが判明したため、申請地を代替の露天駐車場として転用申請するものです。

No.6 申請地は安原地区・・・、東池から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は申請地近くで・・・を営んでおり、申請地を露天資材置場として利用するため転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。なお、No.3と5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章）議案第5号、No. 3について報告します。

去る6月28日に私と坂東委員、吉川委員、農業委員会事務局とで、申請地を確認し、また申請者に対して聴取を行いました。

申請地は議案書のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。転用実行者は大阪市・・・に本拠を置く、・・・を営む法人

です。平成24年1月24日設立で、従業員は・・・、資本金は・・・、昨年前期の売上は・・・です。

申請に至った理由ですが、この土地は南方向に緩やかに傾斜しているため、日当たりがよく太陽光発電に適しているとのことです。申請地は木や草が生い茂る休耕地で、四方が水路、里道、太陽光発電施設に囲まれております。

転用の内容ですが、打ち込んだ杭の上に架台を作り、パネル288枚を設置します。防草シートを敷き、雑草を防ぐと共に雨水を浸透させます。また、周囲にはフェンスを設置し、外部からの侵入を防ぎます。

必要経費は土地購入費も含めて・・・です。全て自己資金でまかないます。以上のことから、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。引き続きNo. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので坂東委員さん報告願います。

◆17番（坂東 紀好）議案第5号5番、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、去る6月28日、吉川委員、岩橋委員、事務局とともに現地調査ならびに事情聴取を行いましたので、報告いたします。

当該、申請人は和歌山市・・・で・・・を経営する・・・の代表取締役の・・・であります。創業は昭和55年1月で、法人の設立は平成9年1月、資本金・・・、従業員は・・・、直近の年間売上高は・・・です。

今回の申請に至った経緯は、本件申請地東隣に自動車保管の為に保有している土地

が都市計画道路本渡松島線の計画に入っており、収用されれば事業活動に支障をきたす為、その代替用地としての申請であります。

申請地は資料の通り、和歌山市・・・、地目は畑、面積は・・・であります。現況は休耕地であります。

今、申し上げた通り、面積が・・・であり、・・・としては少し必要面積が大きいのではないかと懸念があったため、事情聴取により確認したところ、当法人は・・・の他に・・・も行っており、・・・の車両を所有、又は預かっているとの事であり、必要面積には問題ないと思われます。又、申請地に隣接する農地はなく、周辺農地への影響はないと思われます。造成後の排水については自然浸透を原則とし、オーバーフローについては北側水路に放流するものであり、・・・の同意を得ています。

以上において、法的要件等、総合的に鑑み、当許可申請に特段の阻害要因がないと思われますが、委員各位の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第5号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本総会から、利用権新規設定における農地所在地図をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤

強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が4件ございました。すべて、使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 3については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 4については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が2, 435㎡、畑が2, 580㎡、総面積が5, 015㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田のみで1, 593㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので、第25回総会を閉会いたします。

13時25分 閉会